

平成25年

第1回定例会

会議録

(第3号)

ホームページ用

平成25年3月13日

平成25年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会  
( 第 3 号 )

◎ 期日及び場所

平成 25 年 3 月 13 日 (水) 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第 1 議案第 5 号～議案第 1 5 号、議案第 1 7 号～議案第 2 9 号、議案第 3 1 号  
平成 2 5 年度江差町各会計予算並びに関連議案中

---

□ 建設水道課 所管分

- 議案第 2 6 号 江差町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
  - 議案第 2 7 号 江差町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
  - 議案第 9 号 平成 2 5 年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
  - 議案第 2 8 号 江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について
  - 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度江差町水道事業会計予算について
  - 議案第 2 9 号 江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 

□ 教育委員会 (学校教育課・社会教育課) 所管分

- 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度江差町奨学金特別会計予算について
- 

- 日程第 2 議案第 1 5 号 江差町過疎地域自立促進基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第 1 7 号 乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 1 8 号 江差町医師研究資金貸与条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 1 号 江差町移動等円滑化のための必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2 2 号 江差町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 2 3 号 江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 2 4 号 江差町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定につ

		いて
日程第 9	議案第 25号	江差町営レストラン管理条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第 26号	江差町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
日程第 11	議案第 27号	江差町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
日程第 12	議案第 5号	平成 25年度江差町一般会計予算について
日程第 13	議案第 31号	過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第 14	議案第 14号	平成 25年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について
日程第 15	議案第 6号	平成 25年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
日程第 16	議案第 7号	平成 25年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 17	議案第 19号	江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の制定について
日程第 18	議案第 20号	江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の制定について
日程第 19	議案第 8号	平成 25年度江差町介護保険特別会計予算について
日程第 20	議案第 28号	江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について
日程第 21	議案第 9号	平成 25年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
日程第 22	議案第 10号	平成 25年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
日程第 23	議案第 11号	平成 25年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
日程第 24	議案第 12号	平成 25年度江差町奨学金特別会計予算について
日程第 25	議案第 29号	江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
日程第 26	議案第 13号	平成 25年度江差町水道事業会計予算について
日程第 27	議案第 30号	南部檜山衛生処理組合規約の一部を変更する規約について
日程第 28	発議第 1号	江差町議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第 29	発議第 2号	江差町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第 30	発議第 3号	公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書の提出について
日程第 31	発議第 4号	憲法をいかし、地方自治および地方財政の拡充を求める意見書の提出について

- 日程第32 発議第 5号 平成25年度地方財政対策に関する意見書の提出について  
 日程第33 発議第 6号 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の提出について  
 日程第34 発議第 7号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出について  
 日程第35 発議第 8号 配合飼料の価格高騰対策を求める意見書の提出について  
 日程第36 発議第 9号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書の提出について  
 日程第37 発議第10号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書の提出について  
 日程第38 発議第11号 環太平洋連携協定（TPP）交渉に参加しないよう国に慎重な対応を求める意見書の提出について

◎ 出席議員（11名）

議	長	打	越	東	亜	夫
副	議	室	井	正	行	
議	員	薄	木	晴	午	
	〃	飯	田	隆	一	
	〃	萩	原		徹	
	〃	小	笠	原	淳	夫
	〃	横	山	敬	三	
	〃	若	山	明	廣	
	〃	大	門	和	子	
	〃	小	野	寺		真
	〃	小	林	栄		治

◎ 欠席議員（1名）

議	員	小	笠	原	満
---	---	---	---	---	---

◎ 出席説明者

町	長	濱	谷	一	治
副	町	長	谷	川	篤
教	育	長	新	木	秀
総	務	長	澤	口	純
政	策	長	田	畑	明
税	務	長	清	水	直
					樹

健康推進課長	高橋勝則
町民福祉課長	金子登
環境住宅課長	結城孝好
農林水産課長	福島平
追分商工観光課長	小田島訓
建設水道課長	大阪敏文
ひのき荘	広島良二
学校教育課長	小笠原正能
社会教育課長	木村晃

(議会事務局)

局長	松尾幸春
書記	尾山徹

開 会 10:00

(議長)

おはようございます。ただいまの出席議員数は、10名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

昨日に引き続き、提案説明ありました、平成25年度各会計予算並びに関連議案について、各所管の単位で補足説明を求め、質疑を受けることといたします。

(議長)

日程第1、議案第5号から15号、議案第17号から議案第29号、第31号、平成25年度江差町各会計予算並びに関連議案中、建設水道課所管の予算及び関連議案について、補足説明を求めます。

「建設水道課長」・・・・補足説明

「建設水道課長」(公共下水道事業特別会計・水道事業会計 補足説明)

おはようございます。それでは、建設水道課所管の平成25年度予算について、ご説明いたします。まず、歳入から説明をいたします。

予算書の28ページから29ページです。13款の国庫支出金、国庫補助金、土木費国庫補助金、道路橋梁費補助金247万円です。内訳につきましては、社会資本整備総合交付金であります。この補助金は、橋梁の長寿命化修繕計画策定に関する国庫補助金となっております。

次に予算書34ページから35ページ、諸収入です。道路事業受託事業収入で1,200万円を見込んでおります。これは上田沢橋架換工事に伴う受託金となっております。全額、北海道の負担金であります。昨年度、上田沢橋の架換工事が終了したため、大きく減少しております。今年度行う工事につきましては、橋梁に附帯する道路工事のみとなっております。

次に、歳出予算について説明をいたします。建設水道課所管分につきましては、予算書では80ページから87ページまでであります。土木費、1目の土木管理費、2目の道路橋梁費、3目の河川費、5目の都市計画費が予算科目となっております。それではあの予算資料のほうで説明をしたいと思います。

予算資料の12ページ、13ページをお開きください。まずあの資料番号206番、道路新設改良費ですが、北海道の受託事業である上田沢橋架換工事に

関わる予算となっております。先ほど、歳入で説明したとおり、全額道費負担となります。今年度は橋梁が完成しましたので、附帯する道路工事に伴う予算1,200万円の計上となっております。

次に道路維持費ですが、町道308路線の維持管理全般に関する費用でございます。資料No.207番、委託料で橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託として380万、旅費で17万7千円、合計397万7千円の計上であります。昨年58橋の橋梁点検調査を終え、今年度は修繕計画を策定するものであります。

次に資料No.208番、工事請負費、町道橋本茂尻線排水整備工事として850万、資料番号209番、町道小黒部3号通舗装整備工事で380万を計上しております。これらの工事につきましては、昨年の町政懇談会で地域から要望された事項であります。

また資料No.210番の道路補修対策ですが、2,286万9千円の計上で、主な内容としましては、道路全般の維持管理に伴うものですが、新規の事業として町道草刈業務の委託料99万9千円、またあの各町内会から出された町政懇談会の要望事項これらの諸問題解決のために別枠で道路維持費として100万円を計上しているところでございます。

次に資料No.214番の予算科目、河川総務費の河川附帯施設整備として722万円を計上しております。主な内容につきましては普通河川陣屋川転落防護柵設置工事で380万、普通河川泊川の転落防護柵設置工事で342万円であります。この両普通河川の工事につきましても町政懇談会で要望された事項でございます。

次に資料番号221番の予算科目、都市計画費のうち都市計画図の修正であります。182万円を計上しておりますが、内容につきましては、1万分の1の都市計画図の在庫が少なくなったこと、それに加え、前回の都市計画図の修正から20年程度年数が経過しており、現況と大きく差が生じているため図面を修正し印刷するものであります。

次に資料番号237番の消防費、災害対策費でございます。防災対策、防災訓練に関する予算として、76万7千円を計上しております。主な内容につきましては、町内会で行われる図上訓練を含む防災訓練として2つの町内会分として20万円、またあの老朽化した空き家対策として修繕料として30万を計上しております。以上、建設水道課の一般会計予算についての説明を終わります。

次に、関連しまして地域主権一括法に伴う条例の制定に関する議案について説明をいたします。最初に議案書149ページ、資料57ページをお開きください。議案第26号で江差町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてです。資料の57ページで説明をしたいと思っております。条例の概要につき

ましては、これまで道路法で定められていた市町村道の技術的基準について、道路構造令、道路構造令施行規則等を参照した上で、町道を新設及び改築をする場合における一般的な技術を定めるものであります。また道路構造令で規定されている高速道路や自動車専用道路など、江差町に存在しない道路施設に関する規定については除外をしたもので、必要な事項を規定しているものでございます。第1条から第40条まで車道等路肩その他記載のとりの技術的基準についての条例制定でございます。施行期日は25年の4月1日、ただし経過措置として施行の際、現に新設、または改築の工事中の道路については、一部の規定を適用しない規定を設けてございます。

次に議案書163ページ、資料の58ページをお開きください。議案第27号で「江差町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」の制定についてです。資料の58ページで説明をいたします。条例の名前が長いのですが、いわゆるバリアフリーに関する条例でございます。概要につきましては、高齢者、障害者などが移動等円滑化のために必要な道路構造に関する基準を定めるものでありまして、主な項目として、歩道、有効幅員、舗装、勾配、歩道と車道の分離、歩道の高さ、乗合自動車の停留所、案内標識、視覚障害者用ブロック、休憩施設、照明施設、防雪施設等があります。これらについては、国の基準を算出して定めることとなりますが、路面電車停留所など江差町に存在しない道路施設に関する規定については、除外をした上で必要な事項を規定しております。第4章からなり、第1条から第17条まで歩道等、乗合自動車停留所、移動等円滑化のために必要なその他の施設等の内容が条例に盛り込んでおります。施行期日は同じく25年4月1日、同じく経過措置につきましては、市街化の状況、その他の特別の理由によりやむを得ない場合における適用除外について規定をしております。

以上が道路に関する「地域主権一括法に伴う条例制定」の概要説明を終えたいと思います。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書では202ページからになります。202ページから203ページは、歳入歳出予算の総括表になっております。

まず歳入についてですが、208ページをお開きください。1款の分担金及び負担金です。負担金は上ノ国町からの負担金1,697万、それと、加入手数料などの受益者負担金106万1千円であります。

次に2款の使用料及び手数料ですが、下水道使用料については、3,591万6千円でほぼ昨年と同額となっております。接続件数は微増しているのですが、使用量が伸びていない状況でございます。

次に下水道手数料ですが、昨年よりも減額となっております。これは昨年、登録手数料が2年に一度の更新時期であったことによるものでございます。

次に3款繰入金についてですが、これは町からの繰入金で、1億4,178万1千円と昨年にくらべて、906万1千円の増額となっております。

最後に4款、町債ですが、6,380万円で昨年より1,620万円の減額



となっておりますが、これは資本費平準化債の減額によるものであります。

次に歳出ですが、210ページから213ページになります。まず、公共下水道費の一般管理費ですが、これは職員の人件費及び使用料の徴収委託、それに消費税の支払いが主なもので、昨年と比較して122万2千円の減となっております。

次に施設管理費で、管渠管理費ですが、これはあの五勝手中継ポンプ場にかかる維持管理委託経費が主なもので、204万3千円の増となっております。要因としまして、中継ポンプ場のNO.1の汚水ポンプの分解点検修理が必要となったことによる計上でございます。

次に下水道管理センター管理費ですが、これも下水道管理センターの委託経費が主なもので、昨年より109万6千円の減額となっております。その減額の理由としまして、3年に一度行う「活性炭の交換」が今年度は必要がないところによるものであります。

次に212ページの事業費、公共下水道施設費ですが、これは公共污水枘設置工事にあてるものであります。昨年と同額の計上であります。

最後に公債費ですが、これは各施設の償還金です。昨年と比較して885万円の減額となっております。以上、公共下水道事業特別会計の予算説明を終わります。

次に議案書167ページ、資料の59ページをお開きください。議案第28号「江差町公共下水道条例の一部を改正する条例」についてでございます。さきほどの道路と同じく地域主権一括法に伴う条例制定であります。資料59ページで説明をいたします。第1条について、目的に関する規定について、江差町公共下水道の管理及び使用に関するもののほか、施設の構造の技術上の基準及び管理に関する事項を追加するものであります。第2条から第6章第36号までは新設による各々の技術上の基準について条例で新設をするものであります。同じく施行期日につきましては25年4月1日、既に存する施設に関して一部規定の適用は従前のおりとするという経過措置の規定を設けております。

以上、公共下水道事業特別会計に関する事項の概要説明を終わります。

最後に平成25年度水道事業会計予算につきまして、お配りしております水道事業会計予算及び予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

予算書の1ページ目、第2条の本年度業務の予定量についてでございます。給水件数、年間配水量、1日平均配水量は記載のおりとしており、配水量については前年度実績見込みを基に推計し、減少を見込んだものとなっております。主な建設改良事業といたしましては、田沢川改修に伴う配水管工事、泊地区及び朝日地区の老朽管の取り替え工事などで2,147万3千円を計上しております。前年度対比では、3,325万4千円の減額となっております。

次に第3条の収益的収支の予算につきましては、予算書の4ページ、実施計画で説明をいたします。始めに収益についてですが、営業収益で3億72万3千円、営業外収益で1億4,347万2千円、特別利益で1千円、合計4億4,419万6千円を予定するものでございます。営業外収益のうち、1億4,176万5千円につきましては、高料金対策補助金となっております。収入総額では、前年比11.1パーセントの増となるものでございます。

費用につきましては、総額で4億2,159万1千円を予定しております。その内訳といたしまして、営業費用として3億2,064万3千円で、これにつきましては施設の維持管理費、一般管理費及び減価償却費等を計上しております。また、営業外費用として1億94万7千円、特別損失として1千円を予定し、企業債の利息、消費税に係る費用を計上しているところでございます。

第4条の資本的収支の予算につきましては、予算書の5ページをご参照願います。資本的収入につきましては、収入総額を1,360万1千円と予定しており、田沢川改修に伴う配水管工事の北海道の負担金が1,280万、それと老朽管更新の際に消火栓の取り替えを予定している箇所（江差消防署）の負担金80万円が主な内容となっております。資本的支出につきましては、支出総額を2億9,067万2千円と予定しております。建設改良費として、3,285万5千円、予定事業は5本となります。また、企業債償還金で2億6,388万1千円を計上しております。この結果、資本的収支、差引不足額につきましては、予算書1ページの第4条に記載のとおりとなっております。以上が水道事業会計の予算についての説明でございます。次に、議案書171ページ、資料の65ページをお開き、失礼いたしました。あの資本的収支の差引不足額につきましては、予算書1ページの第4条に記載しております、2億8,313万5千円は過年度及び当年度の損益勘定留保資金で補てんをしているところでございます。第5条から第9条につきましては、予算書に記載のとおりでございますので説明を割愛させていただきます。結果、本年度の事業会計総額7億1,832万7千円となり、前年度比較では586万8千円の減額となります。以上、江差町水道事業会計の予算の説明でございます。

次に、議案書171ページ、資料の65ページをお開き願いたいと思います。議案の第29号「江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定」でございます。同じく地域主権一括法に関する条例制定であります。資料の65ページでご説明をいたします。第1条から第4条になっておりまして、目的のところに書かれてあります水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、水道に関する技術上の監督業務等を行うにあたって必要な資格基準等を定めると。第2条、第3条、第4条で布設工事監督者を配置する工事、布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格、これらを定めた条例となっております。施行期日につきましては、平成25年4月1日となっております。以上で江差町水道事業会計予算、条例提案に関する説明を終わります。以上、よろしくご審議の方お願いいたします。

**(議長)**

説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。「小野寺議員」

**「小野寺議員」**

3点お伺いします。

最初に、この3年4年、前の課長さんも含めて継続してお聞きしております、

入札参加者の格付けと言いますか仕組みと言いますか、その点についてお聞きしたいと思います。

改めてこの4～5年、ナルミの関連で町内の業者の様変わりと言いますかいわゆる道でやっている格付けとももちろん町村、江差町の場合は違いますけれども、道のを改めて見て、23、24、今度25、26ですか、それで改めて江差町としてどのようなこの間、私も質疑して参りました基本的な考え方、改善と言いますか、今考えてらっしゃるのか、まず1点目でお聞きしたいと思います。

それから2点目。さきほど一括関連法案の関連法の関連で、条例、説明がありました。色々ありますが、特に道路に関して少しお聞きしたいと思います。先ほどの説明で言えば道路で言うと、新設・改築というかこれからの部分について該当になるとかいうことですから、今後江差町が色々な意味で修繕等々と言う時に該当してくるということが今後発生してくるだろうと言う前提で聞かないのかと。ただし、現状の特に私、歩道と言うことでお聞きしたいのですが、現状の歩道を見て今のこの町で今回定める条例を照らした場合に本当に的確な、適切な歩道になっているのかどうなのか。そしてそれを踏まえて今後、この条例に則って改善と言うか改築と言うかしていくと考えた場合にどうなのかということでお聞きしたいのですが、ただよく分からないのですが江差町の場合、道路交通量からいけばほとんど第5級、4級の部分があるのでしょうか、どちらかです、まだ分からないのが第1種、第2種、第3種、4種となっていて、江差の場合は第3種、4種、まあ、いずれにしても縦横で細かく分かれてありますから分かりませんが。ですから条例上、例えば歩道は結果的に何を基準として求められているのかがよく読みとれないのですけれども、現状、歩道がないところ、それから歩道が狭いところもあります。前段に言いました今後この条例に照らして江差町の全体の歩道の状況をどのように捉えて、そして今後直していくとすればどういう部分がこれから検討しなければならないのか、道路と言っても歩道に通学路、できれば通学路という視点、難しかったら歩道で良いです。これは結城課長のところ、あと、教育委員会でも引き続き聞きたいと思っております、課長の範囲内でよろしいです。

それから最後、中学校の改築については補正で大きく前進をいたしました。それでお聞きしたいのは発注関係はここで聞いていいと思うのですけれどもよろしいですね。

それで江差町としては今後しばらくないであろう大型の公共事業であります。それで基本的な考え方をお聞きしたい。

ちょっと私、素人で分からないので場合によって教えていただきたいのですけれども、当然、色々な業者と言いますか若しくは地方の経済状況と言いま

すか若しくは1年間通しての発注状況等々と色々あると思うのですが、分かりませんので聞きます。

分離分割的な発注がどのように考えているのか考えていないのか、それからそもそも業者と言う考え方をどの様に考えていらっしゃるのか、この間、私も何年か前にはいわゆる一般競争入札等々ということもありましたが、これまあ町長からも色々地元業者云々ということで私もこの数年色々考えるところもあって結構議会の中では意見交換させてもらっております。率直に町の考え方をお聞きしたいと思います。

まあ、課長の段階になるのかどうか分かりませんが。

**(議長)**

「建設水道課長」

「建設水道課長」

3点ご質問ありました。

先ず格付けの基準と言いますか考え方ということですが、実は25年度26年度の北海道の格付け基準が今日実は発表になる訳です。前段、議会始まる前にホームページを見たのですけれどもまだ発表になっていない。

この格付けに関しては、平成19年の1月10日に江差町の告示で「競争入札に参加する者に必要な資格等」で定めております。

いわゆる格付け業種9資格というものです。それは一般土木工事に始まって建築工事、電気工事、管工事等いわゆる業種の9資格について工事予定価格に応ずる等級区分を実は定めています。

江差町につきましてはA等級からD等級までの格付けをやっているところがございます。その際、19年の時には当分の間、北海道のABランクは江差町でAランク、北海道のCランクは江差町のBランク、北海道のDランクは江差町のCDランクということに格付けをしておりました。ただし当分の間ということですが。

それでいわゆる公共事業の削減によって経済状況も平成19年当時から比べますと大きく変わってございます。それでなかなか北海道の基準どおりに行くのは難しいだろうなどということ踏まえつつですね、今後いわゆる考え方を示していくことになるわけですが、先ずこの格付けに係る審査項目とか基準というのは非常に細く分かれている訳なのです。客観的要素の審査項目及び基準や技術、社会的要素、工事施工成績の審査基準ですとか、表彰の審査基準ですとかいわゆる各種基準、そういう細かな要素の点数によって総合評定数値、いわゆる総合点、これが客観的要素の評定数値、技術社会的要素の評定数値の和

によって算出される訳です。

その結果北海道知事から経営規模と評価結果通知書、総合評定値通知書を以って各事業者へ通知されていくわけです。

いわゆるこの中で土木の例えば859点、建築の960点とか、こういうようなことでいわゆる経営事項審査のこの点数が出てくるわけです。

それで江差町では、平成25年度26年度の建設工事等参加資格申請の受付を2月の1日から2月の28日まで実施をいたしました。全国から700社を超える申請書が集まるわけなのです。経営事項審査の総合評定値を以って指名委員会で江差町の格付けを決定します。

ただし、格付けを実施する事業者は江差町に本店・営業所を持っている事業者のみで、その他大手のゼネコンさんも含めて残りの700社以上の業者について格付けをするのかというと、北海道の格付け基準点を以って町としては抑えているという中身になっています。

よって、25、26の格付けについてはこれから議論をさせていただきたい。ただし、北海道の基準通りにはなかなかいかないだろうということで、いわゆる例えば地域貢献の度合いですとか、色々な点で江差町の加算点を加味して、点数をあげていきたいと考えているところであります。

次、歩道の整備に関する質問です。交通安全施設等の整備事業の推進に関する法律第3条の規定に基づく道路の指定というものが、1号指定から4号指定まで実はあるのです。これは何を意味しているかと言うと、交通量が多いところ、また、小学校や幼稚園や学校等があるところについて、例えば死亡事故が頻繁に起きるとか交通事故が頻繁に起きると言う所で、1号から4号まで指定があるわけなのですけれども、江差町はそういう指定はしておりません。これがまず第1点。次に、第2点通学路としての指定というものは道路法でそういう道路管理者がここが通学路ですよという指定はないということは第2点目で抑えていただきたいと思います。

それで現実的に江差町のいわゆる街路事業で整備したところというのはきちっとした舗装や歩道、それからいわゆる車線等もきちんと確保できている訳ですが、こう入り乱れた江差町の特殊的地域要件で歩道のないところ結構あります。それでそれについてはいわゆる道路構造令の関係で、先ほど小野寺議員が江差町については第3種第4種、そういうような江差は第3種と第4種、両方混在している市町村道です。

交通量についてもいわゆる幹線道路と違って、入り組んだ歩道のないところというのはそういう大きな交通量がないところで当時はそういう道路整備をしたところでもあります。

ただし、児童等が通学する際に危険な所、歩道を設置するところまで行きま

せんけれども、今の現状で例えばラインが消えている。ラインと言うことはある程度の車道を取ってラインを引いてそのラインの内側を子どもたちが歩く様な、そういうようなことは教育委員会と連携しながらやれる範囲で現状の道路の安全対策はやっていくつもりであります。

教育委員会も学校と一緒にですね通学路の点検をしておりますので、こういう点について改良してほしいということは要望を受け取っておりますので、建設課として十分25年度で対処していきます。

新設に関しては先ほど条例で定めておりますので、これは条例は憲法と同じですので地方にとってはその条例に沿った整備をしていくことになると思います。

最後に江差中学校の発注の考え方と言うようなことだと思います。

分割発注の方法で考えているところで、建築の主体工事、電気設備工事、機械設備工事の3つに分けて発注する予定で市内で統一しております。

具体的な点につきましては今後、江差町競争入札参加者審査の指名委員会で決定して参りますので、私の段階でこうこうこうだということは細かい点は差し控えさせていただきます。ただ今言ったように建築と電気と機械、この3つで行うということ。そこにはやはり競争性が入らなければだめだということを踏まえつつ、ただし地元業者の育成とか中小企業の受注機会の拡大、こういうものには配慮していかなければならないことを踏まえつつやっていきたい。

ただ、どうしても少ない業種によっては少ない業種があるわけです。こういうものについてはどうするか、というものは競争性の確保もしつつただし地元もきちんと受注できるような体制、これらを指名委員会の中で議論していきたい、こういうふうに思っておりますのでご理解願いたいと思います。細かい点については今の段階でお答えすることができませんのでよろしく願いいたします。

以上です。

**(議長)**

「小野寺議員」

「小野寺議員」

2つ。再質問いたします。

最初の入札関係と道路関係ということで2つお聞きします。

まず入札については分かりました。今後と言うことでありますので。ただもう一つ、関連になるとは思うのですが、いわば建設工事ではなくて物品の関係でこれもしかしたら財政サイドになるのか、直接該当している部分をお聞きし

たいのですが、先だって補正予算でとりました防災関係、あれは何日か前できっと色々やっていたのがあれそうだと思うのですけれども、ちょっとお聞きしたいのですが、購入物品で場合によっては地元で当然生産していないしもともと地元でも取り扱っていない部分があるとすれば、基本的にはそういうカタログ的な部分も多かったのかも知れません。

これは江差町でもこの間、色々な物品購入でやむを得ないと言うか、価格的にもそれでというのもあったのですが、今回お聞きしたいのは結構、その取り扱いについても専門的な部分も当然資格が問われなくてもですね、その取り扱うことが資格要件が仮に無いにしても、しかし専門的な部分も一応きちっと加味してそういう物品の取り扱いといいますか、防災の色々な関係で、と、私は思う部分があったのですが今回見ていましたら、そこら辺はどのように取り扱い業者といいますか選定していたのかなというのが、ちょっと私見ていて思ったのです。全部見ていませんので、そこら辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それから歩道については分かりました。今後と言う部分があるのですが、併せて道路に関係してくるのですけれども、もう一つの条例、先ほどバリアフリーと言いました。高齢者等の移動円滑促進条例、これも凄く大事な条例でこの間、別な課のところで色々待合所の問題だとか、照明の問題だとか、個別な部分ではこの間出てきました。

これ正しく、この一括法に基づく条例の中に先ほど説明あったバスの乗り合い所の問題、照明の問題がこれなのです。ちょっと教えていただきたいのは道路の場合は新設だとかそういう経過措置の部分がありました。このバリアフリーの関係についていうと、さっき説明あったのかどうか、もしかしたら聞きもらなかったかもしれません。これはどの様になるのか、そのバスの待合所でいうとベンチ及び上屋の関係で言う「設けるものとする。ただし」とかですね、「何何はこの限りでない」とか、逃げ道がたくさんあるのですけれども、それから道路照明と言うか、「歩道等には照明を連続して設けるものとする。ただし」だから本当にこの条例って何なのかなと思うのですが、改めてバスの待合所と照明について、建設課としてこの条例を設置するという意味合いでどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

**(議長)**

「建設水道課長」

「建設水道課長」

防災備品とか防災用品の考え方ということについては、当然、物品につま

しても競争入札参加資格申請を同じく2月中に、25、26年度については同じくやっております。

今回の指名に当たっては23、24年度の登録業者。これらはきちんと取り扱い、その会社による取り扱い品目というものをきちんと我々は調査したうえで指名をしております。

一概に皆さんなかなか、「えっ、(例えば)この会社がこういうところまでやっているのか」というのが分からないと思います。当然我々も分からない訳です。分からないからそういう取り扱いを、何をしているかという品目を見ながらこの業者であればこの用品を取り扱うことができるということで指名をさせていただいているところです。

よって、取り扱いをしていない業者に指名をするというようなことはしておりません。これは間違いなく、我々のほうでも精査をしています。そういうことで、今年度、色々と防災用品については3月末で用意をするところがございます。

次に、さきほどの一括法の関係のバリアフリーの関係です。先ほども言いましたけれども逃げるわけではございません。経過措置があるわけです。経過措置の中で我々としてみれば市街地でいわゆる今のバリアフリーの関係については、市街化の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合における適応除外について規定していると、要は、やりたいことはやりたいです。どこの市町村道についても道路管理者は同じです。だけれど、きちっとした財源の裏付けがない限りこういう条例を定めたから直ぐ、既存の道路をやりなさいとはなかなかなくてこない。これは待合所にしても同じです。照明にしても。ですから今後新設されるであろうものについては、そういう条例の規定に沿ったうえで考えていくべきだと思うし、老朽化して危険なものについてはやはり道路管理者としてやるべきこと、これはきちんとやっていくつもりでございますのでご理解の程、よろしく願いいたします。

**(議長)**

他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

**(議長)**

(他に) 質疑希望ありませんので、建設水道課所管の予算及び関連議案についての質疑を終わります。



(議長)

説明員入れ替えのため、暫時休憩いたします。